



途上国支援(Capacity Building)

- ・ICCAの国際RC活動と連携: RCの普及
- ・日化協(JRCC)としてはASEAN諸国を支援
- ・各種の化学物質管理に関する知見の伝達、人材育成
(GHS、RC—)
- ・個別訪問(タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ラオス)
- ・日本での受入教育(AOTS、JICA、ICETT)への協力

2005/8/24

(社)日本化学工業協会

21



REACH

- ・目的
 - ・ヒトの健康と環境の保護
 - ・欧洲化学産業の競争力の維持強化
 - ・EU域内市場の統一化
 - ・透明性強化
 - ・化学産業の国際化への対応
 - ・動物試験 削減
 - ・WTOへの整合
- ・日化協対応
 - ・「ヒトの健康と環境の保護」の目標には賛同
 - ・Workabilityの改善が必要
 - ・域内外格差に懸念

2005/8/24

(社)日本化学工業協会

22



懸念点

- 域内・域外格差

- 域内の企業に対し、輸入者、或いは輸入品を使用する域内企業が不利となる懸念

- 成形品に含まれる化学物質の登録
 - ポリマーを構成するモノマーの登録
 - 段階的登録対象物質(Phase-in物質)対象範囲

- Workability

- 原案でのままで中小企業は対応が困難
 - 法案内容に不明確内容が多い
 - 優先順位付けが欠如

2005/8/24

(社)日本化学工業協会

23



REACH 日化協の対応-1

- REACH法案への修文案作成

- 第3条：既存化学物質の定義拡大

- 輸入実績の有無にかかわらず既存化学物質リスト掲載物質は全て対象に

- 第5条：ポリマーを構成するモノマーの登録要件緩和

- 登録 → 簡易届け出

- 第6条：成形品中の化学物質の登録要件緩和

- 「成形品からの放出を知った、或いは知らされた場合の化学物質の登録の項」の削除

- 第6a条：単独代理人の定義拡大

- 海外の化学物質メーカーのみならず、調剤・成形品メーカーも代理人設置が可能とする

- 第54条：「認可」対象物質からエンドクリンを削除

2005/8/24

(社)日本化学工業協会

24



REACH 日化協の対応-2

- 日欧に「REACH対応協議会」を設立

- 日化協REACH対応協議会 54社
 - 在欧日系化学企業REACH対応協議会 37社
- JCCE (Japanese Chemical Companies Council in Europe on REACH)

- 欧州議会

- 主要議員に日化協修正案の委員会への上程を要請
 - Brussels、Strasbourgの議会訪問
 - 環境委員会・産業委員会・域内市場委員会

- 欧州委員会

- 企業総局・環境総局・貿易総局

- CEFIC(欧洲化学工業協会)との協力体制

2005/8/24

(社)日本化学工業協会

25



化学業界の顧客対応(RoHS,ELV他)

- 電気・電子業界 RoHS対応

- 自動車業界 ELV他 対応

- グローバルな取組状況

- 電気・電子；日米欧で共通フォーマット採用を合意
- 自動車；プラスチック/部品/自動車業界の3極会議 GASG発足

(Global Automobile Stakeholder Group)

- GASDL (Global Automobile Substance Declaration List)の作成

- 欧米プラスティック協会(PlasticsEurope/APC)に日化協・
プラ処理協参加

2005/8/24

(社)日本化学工業協会

26



グリーン調達への日化協対応

・ 基本的な考え方

- サプライチェーン各層で情報の共有化と、化学物質の管理
- 顧客の必要情報の提供
- コストミニマムで 効率的な手法

・ 対応の方法

- MSDSを利用、不足情報は「情報シート」*で補完
- 加工、部材業界を対象とする
- 電子・電気業界には調査方式の統一化を求める
- 化学業界の化学物質管理に対する姿勢を明確にする。

* 注)特定の化学物質含有情報シート

2005/8/24

(社)日本化学工業協会

27

特定の化学物質含有情報シート

会社名 ××× 株式会社
住所 東京都××区××1-20-51 ■■ビル
担当部門 ▲▲事務局 □□企画△課
電話番号 ×××××××× FAX番号 ××××××××
(管理番号) xx-xxxx 作成/改訂 平成xx年xx月xx日/平成xx年xx月xx日

【製品名】

【本シートの使用法】

弊社では平素より製品の物質管理及び情報収集に努めております。また情報は国内法の規定はないMSDSに記載して、お客様にお届けしております。しかし海外法規の規定から、特定の化学物質の詳細な含有情報をご要望頂く事が増えております。本シートはこのようなご要求にお客様として、MSDSを補充する目的で作成しました。

【製品中の特定の化学物質含有箇所】

主要由来物の種類別物質を中心に調査いたしました。

項目名	含有有無	含有量(%)	箇所
計1種以上の他の物質	有りなし		
有機酸系の物質	有りなし		
有機アルキル化合物	有りなし		
水銀及びその化合物	有りなし		
TBT類 TPP類	有りなし		
THTO	有りなし		
塗料(アクリル樹脂)	有りなし		
PCB類	有りなし		
鉛(鉛)	有りなし		
水銀(水銀)	有りなし		
アソチウム(無機物)	有りなし		
神経アゲンツ(毒物)	有りなし		
マラクイト鉱物質	有りなし		
石炭灰分物質	有りなし		

1) 調査の結果にてどこで含有する義務を負担した場合は該当に記入し確認した場合は欄内に「記入済」と記入して下さい。

2) ドライの由来物は、危険な化合物を含まないシート 20mm以上と記載する「白色系」に付属する表示している。

3) ノーマー(純粋物質)又は主成分が複数含まれた物質には適用除外されます。对此形態は段落に記載する通りで、日本(ヨーロッパ)にご留意下さい。またETAD JAPANのHPをご覧下さい。

【その他】

以下の国内上場認定されている物質の含有量は製品安全データーシート(MSDS)を参照下さい。

化粧品法(化粧品(第1種)等) 安全基準(第1種対象物質) 安全削除(第1種)

物質はTBT類で輸入を禁止されている物質を原則に認めておりません。

化粧品法(第1種)認定化粧物質 安全法(既定量禁止物質) 安全削除(第1種対象物)

作成：〇〇株式会社▲▲事務部 品質保証部門長 + + + + +

2005/8/24

28



特定の化学物質含有シート

<p>特定の化学物質含有情報シート</p> <p>会社名：株式会社 本部所在地：東京都渋谷区神南1-1-1 販売部門：△△事業部 電話番号：03-XXXX-XXXX FAX番号：03-XXXX-XXXX E-mail: XXXXXXXX@XXXXXX.jp URL: XXXXXXXX.XXX</p> <p>件名：OOOO</p> <p>【お問い合わせ】</p> <p>弊社では平素より製品の物質管理及び情報収集に努めております。また情報は国内法の規定に従いMSDSに記載して、お客様にお届けして参りました。しかし海外法等の規定から、特定の化学物質の詳細な含有情報をご要求頂く事が増えております。本シートはこのようなご要求にお答えして、MSDSを補完する目的で作成しました。</p> <p>【該当する物質を記載】</p> <table border="1"> <tr><th>物質名</th><th>含有</th><th>含有濃度(%)</th><th>備考</th></tr> <tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>有・なし</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>六価クロム化合物</td><td>有・なし</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>鉛及びその化合物</td><td>有・なし</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>水銀及びその化合物</td><td>有・なし</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>TBT類、TPT類</td><td>有・なし</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>TBT</td><td>有・なし</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>塩化バフリン(短鎖)</td><td>有・なし</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>PBB類</td><td>有・なし</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>PBDE類</td><td>有・なし</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>PCB類</td><td>有・なし</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ホリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)</td><td>有・なし</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>アスベスト類</td><td>有・なし</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>特定アゾ化合物 2)</td><td>有・なし</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オゾン層破壊物質</td><td>有・なし</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>放射性物質</td><td>有・なし</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>【その他】</p> <p>(すべて) 以下の物質は、日本国内法による規制を受けるため、該当する場合は記載する。 ①化管法(第1種特定化学物質) ②安衛法(製造・輸入を禁止する物質) ③毒劇法(毒劇物) ④化審法(第1種特定化学物質) ⑤安衛法(製造禁止物質) ⑥毒劇法(特定毒物)</p> <p>会社：OO株式会社△△事業部 品質保証部門長 +++++</p>	物質名	含有	含有濃度(%)	備考	カドミウム及びその化合物	有・なし			六価クロム化合物	有・なし			鉛及びその化合物	有・なし			水銀及びその化合物	有・なし			TBT類、TPT類	有・なし			TBT	有・なし			塩化バフリン(短鎖)	有・なし			PBB類	有・なし			PBDE類	有・なし			PCB類	有・なし			ホリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	有・なし			アスベスト類	有・なし			特定アゾ化合物 2)	有・なし			オゾン層破壊物質	有・なし			放射性物質	有・なし			<p>[本シートの使用法]</p> <p>弊社では平素より製品の物質管理及び情報収集に努めております。また情報は国内法の規定に従いMSDSに記載して、お客様にお届けして参りました。しかし海外法等の規定から、特定の化学物質の詳細な含有情報をご要求頂く事が増えております。本シートはこのようなご要求にお答えして、MSDSを補完する目的で作成しました。</p> <p>含有の有無、添加のありなしを記載 含有が確認された場合には含量記載 →次ページ参照</p> <p>国内法にも言及。発行責任者は品質保証部門長 → 次ページ参照</p>
物質名	含有	含有濃度(%)	備考																																																														
カドミウム及びその化合物	有・なし																																																																
六価クロム化合物	有・なし																																																																
鉛及びその化合物	有・なし																																																																
水銀及びその化合物	有・なし																																																																
TBT類、TPT類	有・なし																																																																
TBT	有・なし																																																																
塩化バフリン(短鎖)	有・なし																																																																
PBB類	有・なし																																																																
PBDE類	有・なし																																																																
PCB類	有・なし																																																																
ホリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	有・なし																																																																
アスベスト類	有・なし																																																																
特定アゾ化合物 2)	有・なし																																																																
オゾン層破壊物質	有・なし																																																																
放射性物質	有・なし																																																																

2005/8/24

(社)日本化学工業協会

29

参考

物質群名	含有 1)	含有濃度(%) 1)	備考 1)
カドミウム及びその化合物	有・なし		
六価クロム化合物	有・なし		
鉛及びその化合物	有・なし		
水銀及びその化合物	有・なし		
TBT類、TPT類	有・なし		
TBT	有・なし		
塩化バフリン(短鎖)	有・なし		
PBB類	有・なし		
PBDE類	有・なし		
PCB類	有・なし		
ホリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	有・なし		
アスベスト類	有・なし		
特定アゾ化合物 2)	有・なし		
オゾン層破壊物質	有・なし		
放射性物質	有・なし		

以下の国内法で管理要求されている物質の含有量は製品安全データーシート(MSDS)を参照下さい。
 ①化管法 ②安衛法(通知対象物質) ③毒劇法(毒劇物)

本製品は下記国内法で製造・輸入を禁止されている物質を意図的に添加しておりません。

化審法(第1種特定化学物質) ④安衛法(製造禁止物質) ⑤毒劇法(特定毒物)

作成責任者： OO株式会社△△事業部 品質保証部門長 +++++ 印

2005/8/24

(社)日本化学工業協会

30



解説

- 1ページ目には情報シートをそのままパワーポイントにしました。
- 2、3ページは情報シートの内容を簡単に解説したものです。
- このシートはMSDSを補完する目的で作成しており、品質保証部門長が内容保証する仕組みにしています。

2005/8/24

(社)日本化学工業協会

31



化学業界の顧客対応(情報提供)

電気・電子、自動車などの顧客は、納入品に対し
特定物質の含有情報を要求し始めた。 → 「グリーン調達」

課題： 顧客の目的や要求項目が理解できず(顧客の説明不足)
◦ 要求事項や報告フォーマット、管理物質が顧客により異なる。
◦ 閣値が低く(例 5ppm～0.1%)、現行MSDSで対応出来ない場合あり。
◦ 段階的な要求強化と、市場の混乱を憂慮

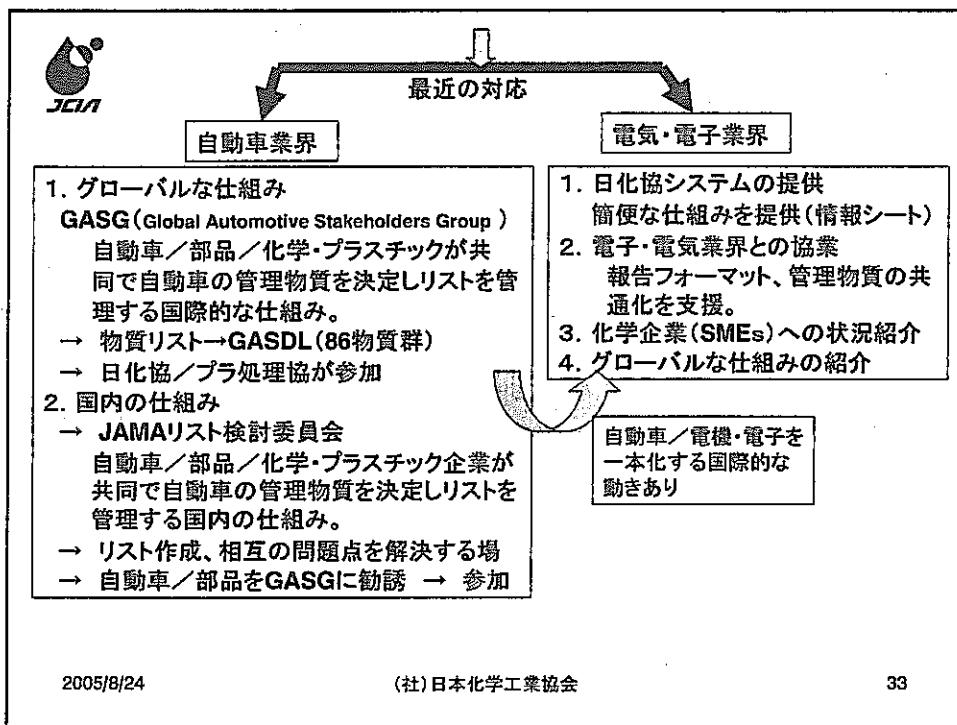
初期段階の対応： 日化協内に対応検討チームを設置。
情報収集と情報顧客との対話。
対応方針の検討

対応方針：顧客の立場理解(海外の法規制、IPPとEPR)
顧客業界との協議推進、グローバル対応
Workableなシステムの構築

2005/8/24

(社)日本化学工業協会

32



2005/8/24

(社)日本化学工業協会

33

JEITA

JEITAの 環境保全に対する 取り組み

2005年8月24日
JEITA 環境・安全部

1

内 容

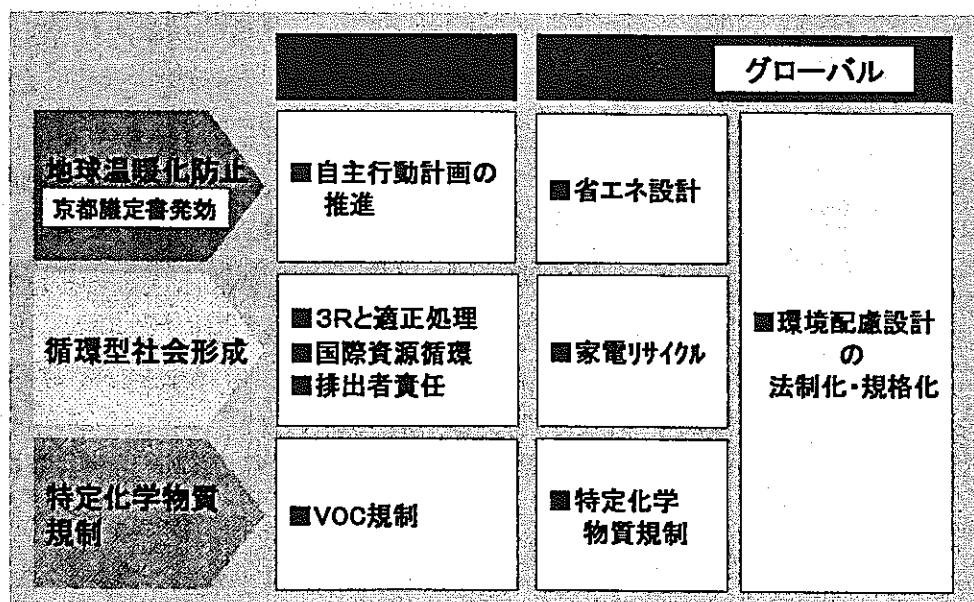
- 1 JEITAをとりまく環境動向と対応体制
- 2 温暖化対策への取り組み
- 3 循環型社会形成への取り組み
- 4 特定化学物質規制への取り組み
- 5 國際標準化への取り組み

2

JEITAをとりまく環境動向と対応体制

3

■ JEITAをとりまく環境動向と対応体制 JEITAをとりまく環境動向



4